

学校いじめ防止基本方針

新居浜市立大生院小学校

はじめに

本校は、新居浜市の南西に位置し、田畑の多い農村地帯である。子どもたちは純朴な性格で、明るく伸び伸びと学校生活を送っている。また、家庭・地域の学校教育に対する期待や関心は高く、保護者はもとより地域諸団体の方々も教育活動に大変協力的である。「地域で子どもを育てる」という意識が強く根付いており、子どもたちも多く地域の行事に参加している。

さらに、小・中学校の連携による9か年を見通した教育の推進を図るため、小中連携にも力を入れている。そして、次の5つを重点項目に掲げ、「いじめや不登校を生まない楽しい学校づくり」に努めている。

- (1) 確かな学力の定着と向上 (2) ふるさと学習の推進 (3) 小中交流の充実
- (4) 中一ギャップの分析と対応 (5) 小中共通のルール作りと指導

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

- (2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第四条）

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

- (3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々

な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項(未然防止のための取組等)

- (1) 学級経営の充実・・・「生徒指導は、学級経営である」の理念に基づく。
- (2) 人権・同和教育の充実・・・自他の生命の尊重（自尊心を養う）
- (3) 道徳教育の充実・・・温かい集団づくり
- (4) 体験的活動の充実・・・野菜づくり、水生生物調査、しめ縄づくり
- (5) 縦割り班活動の充実・・・オリエンテーリング集会、花いっぱい活動等
- (6) 分かる授業・考える授業・伸びる授業を目指した授業改善
 - ア 身に付けたい力を明確にした授業づくりに努める。
 - イ 全授業で言語活動の充実を図る。
 - ウ 習得した知識・技能を活用した問題解決的な学習を重視して授業を展開する。
 - エ 若年研修（勤務年数5年以下及び講師対象）を月一回程度実施する。
- (7) 特別活動の充実・・・縦割り班活動等の活用によるコミュニケーション能力の育成
- (8) 相談体制の整備（教育相談の充実）
- (9) SNS等を通じてのいじめに対する対策・・・生徒指導通信等を通じた指導の徹底
- (10) 特別支援学級に対する共通理解・・・授業公開、校内部会を通じての共通理解
- (11) 小中連携・・・中学校校区グランドデザインの作成（9か年を見通した教育の推進）

3 いじめの早期発見(いじめを見逃さない・見過ごさないための手立て)

- (1) いじめの態様・・・「目に見えにくい」タイプのいじめ
- (2) 指導体制・組織の確立・・・情報を共有できる場としての校内生徒指導委員会
- (3) 早期発見のための手立て
 - ア 子どもの声に耳を傾ける
 - イ 子どもの行動を注視する（観察）
- (4) 「絆アンケート」調査等の工夫した活用
- (5) 相談活動の充実

- (6) 保護者との連携・情報の共有
- (7) 地域及び関係機関との連携

4 いじめに対する措置(早期対応、認知したいじめに対する対処等)

- (1) 事実確認・情報共有
 - (2) 組織「大生院小学校いじめ防止対策委員会」での対応（指導体制、方針の決定）
 - ・ いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
 - ☆ いじめであると判断された場合
 - 一方的、一面的な解釈で対応しない。
 - プライバシーを守る。
 - 迅速に保護者に連絡し、教育的配慮の下でケアや指導にあたる。
 - (3) 被害児童のケア及び保護者に対する説明、支援
 - (4) 加害児童への指導及び保護者への支援
 - (5) 教育委員会への報告、連絡、相談
 - (6) 安全措置（緊急避難等が必要な場合）
 - (7) 懲戒
 - (8) 出席停止
 - (9) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められたとき
 - ・ 学校の設置者と連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
 - (10) 生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき
 - ・ 直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ※ 留意事項
- ・ 組織的な対応を行う。
 - ・ 指導記録の累積と保存・・・引き継ぎや情報交換に役立てる。
 - ・ 管理職は、校務分掌の適正化を図り、校務を効率化する。

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

- (1) 「大生院小学校いじめ防止対策委員会」の設置
 - ア 構成員（外部関係者は敬称略）
【校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、PTA 会長、PTA 副会長、大生院公民館長、主任児童委員、地域有識者兼学校評議員】
 - イ 活動内容
 - (ア) 指導体制の確立
 - (イ) 対応の方針決定
 - (ウ) 取組評価アンケートの実施・考察
- (2) 「大生院小学校校内いじめ防止対策委員会」の設置
 - ア 構成員（外部関係者は敬称略）
【校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター

一、養護教諭、】

イ 活動内容

- (ア) 未然防止に向けた取組
- (イ) 早期発見・早期対応の取組
- (ウ) 指導体制の確立
- (エ) 対応の方針決定
- (オ) 年間取組計画の策定と見直し
- (カ) 取組評価アンケートの実施・考察

6 重大な事態への対処

- 第 22 条「いじめの防止等の対策」組織でいじめの疑いに関する情報の招集と記録・共有
- いじめの事実確認を行い、結果を設置者へ報告
- (1) 重大事態とは
 - ア 生命や身体、財産に重大な被害が生じた疑い
《児童が自殺（自死）を企図した場合等》
 - イ 長期間に及ぶ欠席を余儀なくされている場合
《年間 30 日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合等》
 - ウ 報告・・・学級担任は、速やかに学年主任に報告→生徒指導主事→教頭→校長
 - エ 調査・・・客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - オ 調査結果の提供・・・事実関係について保護者へ情報を適切に提供する。
 - カ 調査結果の報告・・・学校の設置者（市教委）へ
 - キ 調査結果を踏まえた必要な措置・・・事後措置、再発防止

7 学校評価(取組評価アンケート)

- (1) PDCA サイクルの考え方に従い、期間の終わりには「絆アンケート」を実施し、不登校やいじめの未然防止のために、年間取組計画に位置付けられて実施される取り組みの効果を検証する。
- (2) 手順を繰り返しながら取り組みを継続していく。

8 ホームページでの公開

- 大生院小学校公式ホームページで公開する。

9 おわりに

「学校の基本方針」とは、学校のいじめに対する「行動計画」に近いものである。読めば、

- 個々の教職員は、自分が今、何をすべきかが分かる。
- 保護者や地域は、何を協力すればよいのかが分かる。
- 学校が児童をどのように育てようとしているのかが分かる。

つまり、その学校において、生徒指導がいかに組織的・継続的に行われようとしているのかが分かるものである。

令和7年4月改定